

通勤手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

通勤手当細則の一部を改正する細則

通勤手当細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第20条（略） <u>附 則</u> <u>この細則は、令和元年8月7日から施行し、改正後の別紙様式2は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>別紙様式1（略） 別紙様式2 <u>人事課長</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第20条（略）</p> <p>別紙様式1（略） 別紙様式2 <u>総務課長</u></p>